

2020,11,15

消費者庁食品表示企画課 意見募集 ご担当者 様

北海道消費生活コンサルタントクラブ

〈食品表示基準改正案についての意見〉

「農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない」との見直しに反対し、義務表示を求める。

〈理由〉

米は、産地、産年、品種の違いにより取引価格が大きく変動する。一般消費者が外見だけでその差異を判別することは不可能であり、これまでは農産物検査の証明を信頼し、その情報を参考に購買を決定してきた。また、消費者の米の入手経路の購入割合は、約 50% がスーパーマーケットで購入しており、多くの消費者はその米が農産物検査を経て手元に届いていると考えている。

元来、未検査米であれば、産地、産年、品種の表示がないことで、消費者は容易に未検査であることを判断できたが、今回の改正によれば、未検査であっても検査米と誤認することは必至である。表示の真正性についても、販売伝票等の証明の保管だけであれば消費者の不審感は残る。この点に関しては、何らかの第三者認証は必須であると考ええる。

今回の改正は、消費者にとって「必要な情報が提供される権利」や「選択の機会が確保される権利」が侵害されるものと考ええる。

よって、生産者の顔が見えないスーパーマーケット等で販売する米は、農産物検査を実施するべきである。農産物検査を受検しない場合は、農産物検査をしていない旨の表示を義務化するべきである。